

入 札 説 明 書

福島県税務システム移行支援業務委託

令和 8 年 2 月

福島県総務部

税務システム課

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム移行支援業務（以下「業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に関する事項

- (1) 発注者（契約権者） 福島県（福島県知事 内堀 雅雄）
- (2) 入札の内容
 - ア 件名及び数量 福島県税務システム移行支援業務 一式
 - イ 委託業務の仕様等 別添仕様書のとおり
 - ウ 履行期間 契約締結日から令和11年12月28日まで
 - エ 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去10年以内に、国、都道府県又は政令指定都市において、基幹税務システムに係るコンサルティング業務を1回以上締結したことがあり、誠実に当該契約を履行した経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者であること。
- (6) 次の要件の全てを満たす管理責任者を1名配置できる者であること。
 - ア 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャの試験に合格していること

又はPMI[®]が認定するPMP[®]の資格を有すること。

イ 入札参加希望者との間で直接的な雇用関係があること。

ウ 仕様書に定める業務内容と同等程度のプロジェクト管理の業務経験を1年以上有すること。

(7) 次の要件の全てを満たす管理責任者以外の業務担当者を1名以上配置できる者であること。

ア 入札参加希望者との間で直接的な雇用関係があること。

イ 仕様書に定める業務内容と同等程度の基幹税務システムに係るコンサルティング業務の実務経験が1年以上あり、当該業務について複数件の実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を4(1)アに掲げる場所に書留郵便による郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、入札者に対して通知するものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

(2) 会社概要(様式3)

(3) 履行実績書(様式10)

(4) ISMS(JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)認証を取得していることを証する文書の写し

(5) 管理責任者経歴書(様式4)

(6) 業務担当者経歴書(様式5)

4 開札までの手続き等に関する事項

(1) 入札に関する書類の提出場所及び日時

ア 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部税務システム課

電 話 024-521-7731

電子メールアドレス fzeimu_system@pref.fukushima.lg.jp

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月24日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び同月11日、同月23日を除く。）

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、所定料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、アに掲げる場所まで令和8年2月24日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

なお、配布物は福島県ホームページの総務部入札情報へ掲載する。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和8年3月9日（月） 午後5時15分まで ※必着

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の送付日

令和8年3月16日（月）

オ 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年3月25日（水） 午後3時00分から

場所：福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）

郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年3月24日（火）午後5時15分までにアに掲げる場所に必着のこと。

(2) 入札書の作成方法及び提出

ア 入札書（様式6）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

(イ) 【3月25日開札 「福島県税務システム移行支援業務」】

イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は、「本件

責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(ウ) 1 (2)アに示す件名を記載すること。

(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状（様式7）を持参すること。

エ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(3) 入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、1 (2)に示す内容について入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を4 (1)オに掲げる日時までに、4 (1)アまで提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式9）により令和8年3月9日（月）午後5時15分までに4 (1)アに掲げる場所に申請するものとする。

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を令和8年3月9日（月）までに4 (1)アに記載する連絡先へ申し出ること。

カ 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

(4) 開札方法

ア 開札は、4 (1)オで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）

(入札参加者が本書又は写しを持参する。)

(イ) 一般競争入札出席届(様式8)

ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

オ 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回限り再度入札に付することができるものとする。

(5) 入札心得

ア 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式12)により、令和8年2月24日(火)午後5時15分までに4(1)アまで提出することにより、発注者に説明を求めることができる。

発注者は、福島県のホームページの総務部入札情報に一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式13)を掲載する方法により令和8年3月2日(月)までに回答する。

イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。

ウ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

オ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

(6) 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(7) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 2 に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- カ 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- キ 金額を訂正した入札
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- コ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

5 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

(2) 落札後提出する書類

落札後、速やかに入札金額の見積算出根拠を提出すること。

(3) 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

6 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したとき又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により発注者及び落札者が電子署名を行ったときに確定するものとする。

ウ 落札者が、6（2）アに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 契約事項

契約書（案）及び財務規則による。

(5) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、税務システム課（fzeimu_system@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。

（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

7 その他

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

- (2) 本業務の落札者並びにこの落札者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者は、仕様書に規定する次期税務システムの導入・運用等事業者選定に係る入札に参加することはできない。
- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (5) 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (7) 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (8) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） その他別に定めるとき。

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4） 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5） 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6） 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7） 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （8） 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （9） 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （10） 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の

- 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。